

### 3 家賃債務保証料補助

申請者	区内の専用住宅に係る家賃債務保証料の低廉化を行う家賃債務保証業者又は居住支援法人
入居者の主な要件	家賃低廉化補助と同様
補助限度額	15,000円
その他	● 入居時における家賃債務保証料のみ

### 4 少額短期保険等保険料補助

申請者	少額短期保険料を負担する当該住宅の賃貸人等
入居者の主な要件	● 60歳以上の単身世帯であること ● 新規入居者であること
補助限度額	年6,000円
対象の保険	①残存家財の整理費用 ②居室内修繕費用 ③空き家となったことによる逸失家賃

※ 上記のほか、都の独自補助(登録協力補助や住宅設備改善費補助等)があります。

空き家・空き室を  
居住支援に  
活用しませんか?  
セーフティネット住宅  
補助制度について



● セーフティネット住宅の登録申請 .....  
セーフティネット住宅情報提供システム



● 各種補助の交付申請に関する問い合わせ先 .....  
豊島区 住宅課 施策推進グループ

TEL.03-3981-2655



● セーフティネット住宅の登録に関する問い合わせ先 .....  
公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

TEL.03-5989-1791



空き家・空き室を貸したいオーナー、不動産会社、居住支援を行うNPO団体など、  
本制度にご興味のある方はお気軽にご相談ください。

## 住宅セーフティネット制度とは？

高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方のために、

民間の空き家、空き室を活用して、

住宅確保要配慮者の入居を拒まない

賃貸住宅の供給を促進することを目的とした制度です。

セーフティネット住宅として登録された住宅のオーナー等に対して、豊島区より各種補助を行っています。



## 住宅の登録基準

次のページ以降の①～③の補助を受けるためには専用住宅【住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅】としての登録が必要です。

- ✓ 消防法、建築基準法などに違反しないものであること
- ✓ 新耐震基準に適合していること(改修工事実施後に基準を満たす場合も対象)
- ✓ 住戸の面積が一定規模以上であること(一般住宅\*の場合以下のとおり)

着工日	～平成8年3月31日	平成8年4月1日～平成18年3月31日	平成18年4月1日～平成30年3月30日	平成30年3月31日～
各住戸の床面積	15㎡以上	17㎡以上	20㎡以上	25㎡以上

\* 一般住宅とは、共同居住型住宅(シェアハウス)以外の住宅を指します。

- ✓ 近傍同種の家賃と均衡を失しないこと 等

## 居住支援ガイドブックご案内

✓ ひとり暮らしのお年寄りに家を貸すのは孤立死のことが心配

✓ 障がい者に貸すのは自立生活ができるのかが不安

といった心配事を解決するためのヒントをまとめたガイドブックです。是非ご活用ください。



こちらから▶  
豊島区居住支援  
協議会ホームページ



## 1 改修費補助

耐震改修工事などに対して、補助を行います。旧耐震物件でも、耐震改修実施計画の申請を行い専用住宅へ登録する場合は補助が可能です。

申請者	専用住宅の賃貸人又は所有者
補助対象工事	①共同居住型住宅(シェアハウス)に用途変更するための改修・間取り変更 ②耐震改修 ③バリアフリー改修 ④子育て世帯対応改修工事 ⑤防火・消火対策工事 ⑥居住のために最低限必要と認められた工事 ⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事(ヒートショック対策工事など) ⑧上記工事に係る調査設計計画(インスペクションも含む)
補助率	2/3
補助限度額	●上記①～③を実施する場合は、200万円/戸 ●上記④～⑧は、100万円/戸 予算の範囲内とする。
入居対象者	入居世帯(被災者世帯を除く)の月額所得が38万7千円以下であること
その他主な要件	●事業申請年度内に改修工事を完了すること ●10年間以上、専用住宅として管理すること

## 2 家賃低廉化補助

入居者の家賃負担の軽減のために月額4万円を補助します。家賃滞納のリスクを減らすことができます。

申請者	専用住宅の賃貸人
入居者の主な要件	①豊島区に引き続き1年以上居住していること ②月額所得が15万8千円以下であること ③生活保護や住居確保給付金を受けていないこと ④住宅を所有していないこと
補助限度額	40,000円/戸・月
補助の期間	管理開始から原則10年間 同一住戸への補助の総額が480万円を超えない範囲で、最長20年間
その他主な要件	●原則、入居者を公募すること ●入居者から、権利金(更新料)、謝金(礼金)、家賃の3ヶ月分を超える敷金等を受領するなど、不当な負担を求めないこと。